

○実践女子大学短期大学部自己点検・評価に関する規程

(平成17年10月19日制定)

改正 平成22年3月24日 平成26年4月1日改正
平成28年3月23日改正

(目的)

第1条 この規程は、実践女子大学短期大学部学則第2条に基づき、実践女子大学短期大学部(以下「本学」という。)が自ら点検・評価を行うため、必要な事項を定める。

(自己点検・評価の組織)

第2条 本学は、前条に規定する自己点検・評価を円滑に実施するため、実践女子大学短期大学部自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務・構成)

第3条 委員会は、本学の自己点検・評価全体を統括するとともに次の事項を行う。

- (1) 本学の自己点検・評価に関する基本事項(基本方針、実施の周期、点検項目等)の策定
 - (2) 本学運営委員会が作成した自己点検・評価報告書の検証及び活用
 - (3) 前号に基づく実践女子学園自己点検・評価委員会(以下「学園自己点検・評価委員会」という。)への報告、提案
 - (4) その他本学の自己点検・評価に関する重要事項
- 2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 短期大学部長
- (3) 第三者評価連絡調整責任者(Accreditation Liaison Officer (以下「ALO」という。))
- (4) 本学教育研究センター長
- (5) 学生部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が必要と認める者

3 委員会の委員長は、学長がこれにあたる。

4 委員会の副委員長は、短期大学部長がこれにあたる。

5 第1項に規定する自己点検・評価の実施の統括は、本学運営委員会が行う。本学運営委員会については、別に定める「実践女子大学短期大学部運営委員会規程」による。

6 委員会は、本学運営委員会から提出された自己点検・評価報告書を学園自己点検・評価委員会の承認を得て、本学教職員及び学生に公表するものとする。また、学園自己点検・評価委員会が認めたときは、学外の諸機関等に公表できるものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第4条 本学の教職員、各機関・部門は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、改善すべき事項について適切な措置を講じ、本学の教育研究水準の向上に努めるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会及び短期大学部教授会の議を経て、学長が決定し、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月19日から施行する。
- 2 平成5年10月1日施行の実践女子短期大学自己評価委員会規程は廃止する。

附 則(平成22年3月24日)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日改正)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。